



# 鳥取県公報

令和4年5月20日（金）  
第9400号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（290）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の変更の届出（291）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	建築基準法による特定工程等の指定の一部改正（292）（住まいまちづくり課）・・・・ 2
	県営土地改良事業計画の変更（293）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（294）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の就退任（2件）（295・296）（中部総合事務所農林局）・・・・・・ 3
	開発行為に関する工事の完了（297）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 5
◇ 監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等（1）・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（5件）（デジタル改革推進課）・・・・・・・・・・ 5

# 告 示

## 鳥取県告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ザグザグ薬局境港店	境港市蓮池町57-1	令和4年5月1日

## 鳥取県告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から訪問看護ステーション等の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
株式会社ちいき けあ山陰	米子市米原六丁目6-6	ホームベースドケア訪問 看護ステーション	米子市米原六丁目6-6	令和4年4月 1日

## 鳥取県告示第292号

平成22年鳥取県告示第374号（建築基準法による特定工程等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和4年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 略 2 中間検査を行う期間 平成22年7月8日から <u>令和7年6月19日</u> まで 3～6 略	1 略 2 中間検査を行う期間 平成22年7月8日から <u>令和4年6月19日</u> まで 3～6 略

## 鳥取県告示第293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 大井手古海地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和4年5月20日から同年6月9日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 4 審査請求  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

**鳥取県告示第294号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和4年5月17日から同年12月28日まで
- 3 作業地域 米子市の一部、境港市の一部及び西伯郡日吉津村の一部

**鳥取県告示第295号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年5月20日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

理事	笠見 猛	倉吉市中野214
〃	重道 里史	倉吉市長谷109
〃	荒益 正之	倉吉市杉野256
〃	松島 義明	倉吉市福本107
〃	佐々木 正美	倉吉市大河内111
〃	高岡 正清	倉吉市福富316
〃	野嶋 千洋	倉吉市沢谷154
〃	藤井 栄一郎	倉吉市中野170
〃	景山 敏己	倉吉市桦谷220-1
〃	森本 伸一	倉吉市森195
〃	牧 茂幸	倉吉市大河内525
監事	西谷 英男	倉吉市森244
〃	福井 守	倉吉市福富108

令和4年2月23日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	笠見 猛	倉吉市中野214
----	------	----------

〃 重 道 里 史 倉吉市長谷109  
〃 荒 益 正 之 倉吉市杉野256  
〃 松 島 雅 治 倉吉市福本125  
〃 佐々木 正 美 倉吉市大河内111  
〃 高 岡 正 清 倉吉市福富316  
〃 野 嶋 千 洋 倉吉市沢谷154  
〃 福 永 秀 樹 倉吉市中野128－ 1  
〃 東 本 静 美 倉吉市悴谷236－ 1  
〃 西 谷 圭 二 倉吉市森245  
〃 牧 茂 幸 倉吉市大河内525  
監 事 福 井 守 倉吉市福富108  
〃 陰 山 正 章 倉吉市森72－ 2  
令和4年2月24日就任 任期4年

---

**鳥取県告示第296号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年5月20日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 公 孝 倉吉市小田131  
〃 河 崎 朗 倉吉市中江146  
〃 福 田 好 雄 倉吉市穴窪224  
〃 伊 東 正 夫 倉吉市新田85－ 1  
〃 岸 田 佳 人 倉吉市古川沢246  
〃 徳 田 和 幸 倉吉市下古川17  
〃 南 條 康 博 倉吉市井手畑129  
〃 生 田 憲 倉吉市大塚120  
〃 別 本 勝 美 東伯郡北栄町国坂374  
監 事 奥 田 義 富 倉吉市古川沢247－ 4  
〃 伊 東 隆 文 倉吉市新田106  
令和4年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 河 崎 朗 倉吉市中江146  
〃 福 田 好 雄 倉吉市穴窪224  
〃 岸 田 佳 人 倉吉市古川沢246  
〃 伊 東 正 夫 倉吉市新田85－ 1  
〃 船 越 省 吾 倉吉市小田187  
〃 綾 女 裕 政 倉吉市下古川219  
〃 南 條 康 博 倉吉市井手畑129  
〃 浅 倉 博 一 倉吉市大塚244  
〃 野 嶋 俊 文 東伯郡北栄町国坂1493－ 9  
監 事 伊 東 隆 文 倉吉市新田106  
〃 長 柄 稔 倉吉市中江314－ 18

令和4年4月22日就任 任期4年

### 鳥取県告示第297号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年5月20日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和4年4月13日 鳥取県指令第202200011891号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市三軒屋町字三軒屋
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市外江町2244-1  
日野 貴司、日野 静流

## 監 査 委 員 告 示

### 鳥取県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である牧野芳光の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月20日

鳥取県監査委員 桐 林 正 彦  
鳥取県監査委員 山 根 朋 洋  
鳥取県監査委員 奈 良 井 恵  
鳥取県監査委員 福 田 俊 史

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
音田 勝正	東伯郡北栄町下神754	令和4年5月16日から令和5年3月31日まで
駿同 利明	米子市淀江町今津140-1	〃
後藤 洋次郎	西伯郡大山町御来屋926	〃

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 令和4年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウドサービス提供業務一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月29日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 第2期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド共同企業体  
岡山県岡山市北区大内田675
- 5 契 約 金 額 71,280,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特  
定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課  
鳥取市東町一丁目220

-----  
 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取情報ハイウェイ管理運営業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月24日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 契約金額 76,223,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特  
定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課  
鳥取市東町一丁目220

-----  
 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県クラウドサーバサービス調達業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月24日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 契約金額 145,006,736円（項目ごとの税込契約単価に過去の実績から推定される今年度の数量を乗じて得た額の合計額であり、消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特  
定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課  
鳥取市東町一丁目220

-----  
 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成

7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式  |
| 2 契約方式             | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和4年3月24日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50   |
| 5 契約金額             | 280,679,300円(消費税及び地方消費税の額を含む。)   |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課<br>鳥取市東町一丁目220  |

-----  
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 団体内統合宛名システムサービス調達等業務 一式  |
| 2 契約方式             | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和4年3月31日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国<br>広島県広島市南区比治山本町11-20   |
| 5 契約金額             | 51,414,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)  |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課<br>鳥取市東町一丁目220  |